



### 1. 基本指針見直しの主なポイント(第81回部会(10月19日)資料より)

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進  
 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。  
 ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。
- (2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築  
 ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。
- (3) 就労定着に向けた支援  
 ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築  
 ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。  
 ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- (5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組  
 ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。  
 ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- (6) 発達障害者支援の一層の充実  
 ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。  
 ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするなどの重要性を盛り込む。

### 2. 基本指針への主な反映

- 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映【2-2-1】
- 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」へ反映【2-2-3】
- 地域生活支援拠点に求められる機能等について追記【2-2-3】
- 基幹相談支援センターの更なる設置促進や主任相談支援専門員の確保について追記【2-3-6】 など
- 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映【2-2-2】 など
- 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映【2-2-4】 など
- 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映【2-2-5】
- 保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載【2-2-5】 など
- 地域住民が主体的に地域作りに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築の重要性等について追記【2-3-1】 など
- 発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について追記【2-3-4】
- 活動指標に、発達障害者地域支援協議会の開催回数等を追加【2-2-5】、【2-3-4】 など

### 3. その他の基本指針見直しポイント

- ・障害を理由とする差別的解消の推進【2-3-2】
- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援【2-3-3】
- ・意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方【2-3-7】
- ・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実【2-3-9】
- ・難病患者への一層の周知【2-3-5】
- ・情報公表制度による質の向上【2-3-8】
- ・障害福祉人材の確保【2-3-10】

# 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

【2-2-1】

## 施設入所者の地域生活移行者数に関する現状

- 平成25年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成27年度末時点で3.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である12%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、平成32年度末までに8.4%となる見込み。

## 成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者数の削減に関する目標について

## 施設入所者数の削減に関する現状について

- 平成25年度末の施設入所者数を母数とした施設入所者数の削減の割合は、平成27年度末時点で0.6%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、平成29年度末の目標値である4%を下回る状況。
- また、直近3カ年(平成25年～平成27年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は平成32年度末までに1.2%となる見込み。

## 成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用者が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加しているなど、高齢化も進みつつある。
- このような状況を踏まえると、障害支援区分が比較的軽度で地域生活への移行が可能な者については、グループホーム等の地域生活への移行を促しつつ、この間の削減実績の推移を踏まえた目標設定とすべきではないか。
- 一方で、重度化に対応したグループホームの新たなタイプの創設や、市町村等における地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	—

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～27年度は3月末数値。28年度以降(括弧書き)は推計。(出典：国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

【2-2-2】

## 基本的な考え方

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、新たな基本指針に政策理念として掲げてはどうか。

## 主なポイント

- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。
- ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、2020年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。

## 成果目標について

- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標の設定を次のとおり行うこととしてはどうか。

### 成果目標(案)

#### ①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- ・ 精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など)を設置することを原則として設定する。  
※この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるように、都道府県ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:都道府県(自立支援)協議会専門部会など)を設置することが望ましい。

#### ②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

- ・ 住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例:市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。

#### ③精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

- ・ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。なお、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成26年と比べて3.9万人から2.8万人減少になる見込みである。  
※計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

#### ④精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)

- ・ それぞれの地域における保健・医療・福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上とすることを成果目標(※)として設定する。  
※レセプト情報等データベースより算出した平成27年度の推計値に基づき、上位10%の都道府県が達成している早期退院率以上を成果目標とする。  
計画の実行管理にあたっては、レセプト情報等データベースを活用する。

## 活動指標について

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を障害福祉計画に明確に記載する。

※ 計画の実行管理にあたっては、より速やかに地域の実態を把握できるように、630調査の改善を図るとともに、レセプト情報等データベースを活用する。

## 医療計画との連携について

- 医療計画における基準病床数の見直しについて

基本指針における目標の達成状況を踏まえつつ、医療計画の次期見直し(平成30年度からの実施分)において、基準病床数(の算定式)の見直しを行うことができるよう、現在の指針にある医療計画における基準病床数の見直しに係る記載を残すこととする。

※ 現行指針の抜粋

「…またこれと併せ、医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。」

- 医療計画との関係について

入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成にあたっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であり、特に医療計画との関係に留意する旨を記載する。

## 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

【2-2-3】

### 地域生活支援拠点等の整備に関する基本的考え方等

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまで各各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところであるが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 地域生活支援拠点等については、第4期障害福祉計画の基本指針において、成果目標として、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本。
- この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、「地域生活支援拠点等の整備推進モデル事業」を実施し、その報告書を全ての自治体に周知するとともに、モデル事業の成果を踏まえた、地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等を通知。また、全国担当者会議を開催し、モデル事業実施自治体の事例発表、意見交換等を実施。
- 本年9月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が20市町村、2圏域。

### 成果目標等(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況に鑑み、まずは現行の成果目標を維持することとしてはどうか。
- その上で、平成30年度以降の更なる整備促進を図るため、今後、以下のような取組を実施することとしてはどうか。
  - 基本指針(第三 障害福祉計画の作成に関する事項)を見直し、以下のような視点を盛り込む。
    - ① 各地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討するため、協議会(障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会をいう。)等を十分に活用すること。
    - ② 整備方針を踏まえ、地域生活支援拠点等を障害児者の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、運営する上での課題を共有し、関係者への研修を行い、拠点等に関する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化すること。
    - ③ 整備方針や必要な機能が各地域の実情に適しているか、あるいは課題に対応できるかについて、中長期的に必要な機能を見直し、強化を図るため、十分に検討・検証すること。
  - 地域生活支援拠点等の意義の徹底や、運営方法等について記載した通知を改めて発出。
  - 地域生活支援拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集の作成、周知。

**【成果目標(案)】** 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

# 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

【2-2-4】

## 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,176人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

## 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。

## 【成果目標(案)】

平成32年度末までに平成28年度実績の**1.5倍以上**の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

# 就労移行支援の利用者数に関する目標について

## 就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

## 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

## 【成果目標(案)】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の**2割以上増加することを目指す**。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

# 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

## 就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
  - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

## 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

### 【成果目標(案)】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを旨す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	-	-	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	-	-	50.2%	-

# 就労定着支援による職場定着率に関する目標について

## 就労定着支援の創設について

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられる。そこで、今般の障害者総合支援法の改正により、障害者就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援が創設されたところ。

## 成果目標(案)

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、障害者の就労定着を推進するため、**就労定着支援事業の定着率**に関する成果目標を設定することとしてはどうか。また、障害者就業・生活支援センターを利用して就職した者の就職後1年経過時点の職場定着率を参考に、以下の数値目標を設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

各年度における就労定着支援による**支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。**

※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

### (参考)障害者就業・生活支援センター 就職者の職場定着率

	6か月後定着率	1年後定着率
平成26年度	83.9%	75.5%
平成27年度	84.4%	76.5%

(注1)障害者就業・生活支援センターの支援対象者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者  
(注2)就労定着支援の支援対象者は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を想定

# 障害児福祉計画の法定化に伴う基本指針上の対応について

【2-2-5】

## 基本的な考え方

- 先の通常国会において成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられることとなった(従来は努力義務)。また、障害児福祉計画に係る基本指針は、障害福祉計画に係る基本指針と一体のものとして策定することができる。とされている。
- このため、次期基本指針に、基本的理念として障害児の健やかな育成のための発達支援に係る記載を盛り込むとともに、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方や、成果目標その他障害児福祉計画の作成に関する事項に係る記載を盛り込むこととしてはどうか。

## 主なポイント

- ① 現行の基本指針に、障害児福祉計画に係る基本的理念や、障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方、障害児福祉計画の作成に関する事項に係る記載を盛り込む。
- ② 以下のような成果目標を設定することを基本とする。
  - (一) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、
    - ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること
    - ・平成32年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
  - (二) 医療的ニーズへの対応を目指し、
    - ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること
    - ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること

## 成果目標(一) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

### 障害児通所支援の現状について

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況を見ると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。
- しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
- また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。
  - 圏域ごとの事業所指定状況
    - ・児童発達支援(児童発達支援センターを含む) 97.4%
    - ・放課後等デイサービス 96.9%
    - ・保育所等訪問支援 72.6%
    - ・障害児相談支援 100%

[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]
  - 圏域ごとの事業所の配置状況
    - ・児童発達支援センター 65%(保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%)

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

### 成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、以下のように成果目標を設定してはどうか。
  - ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、**平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。**なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
  - ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、**平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。**

## 成果目標(二) 医療的ニーズへの対応について

### 医療的ニーズへの対応状況について

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。
- 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合
  - ・ 児童発達支援 248カ所(事業所全体の6.3%)
  - ・ 放課後等デイサービス 354カ所(事業所全体の4.1%)〔平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計〕
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。  
医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。
  - ・ 関係機関の協議の場を設置している自治体・・・大阪府、三重県など

### 成果目標等(案)

- 上記の現状を踏まえ、次期基本指針においては、以下のように成果目標を設定してはどうか。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、**平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。**なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
  - ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、**平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。**なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 上記に加え、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進を基本指針に位置づけることとしてはどうか。
  - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置(市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)促進を図る。

## その他(一) 基本指針に盛り込む事項について(基本的理念等)

- **基本指針の基本的理念の一つとして、「障害児の健やかな育成のための発達支援」を新設し、以下の内容を盛り込む。**
  - ① 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援する。
  - ② 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにする。
  - ③ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
  - ④ 障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。
  - ⑤ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下、「障害児通所支援等」という。)の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図る。
- 現行の障害福祉サービス及び相談支援に加え、**障害児通所支援等についても、その提供体制の確保に関する基本的事項を基本指針に記載することとし、以下の内容を盛り込む。**
  - ・ (総論)  
保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。
  - ・ (各論)
    - ① 地域支援体制の構築
      - ・ 障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域の支援体制を整備する。
      - ・ 児童発達支援センターと障害児通所支援等が緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る。
      - ・ 障害児入所施設は、虐待を受けた障害児への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う。
      - ・ 都道府県は、障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点から一体的な方針を策定する。
      - ・ 障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であり、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る。



- ② 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
  - ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所等の子育て支援施策、母子保健施策との緊密な連携を図る。
  - ・就学時及び卒業時に支援が円滑に引き継がれるよう、学校、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図る。
- ③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
  - ・保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築する。
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
  - ア. 重症心身障害児に対する支援
    - ・身近な地域にある障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図る。
  - イ. 医療的ケア児に対する支援
    - ・身近な地域に必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。
    - ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けると等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築する。
    - ・市町村は、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。
  - ウ. 強度行動障害を有する障害児に対する支援
    - ・障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。
  - エ. 虐待を受けた障害児等に対する支援
    - ・障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努める。
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保
  - ・障害児の相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る。

○ **障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する基本的事項について、以下の内容を盛り込む。**

- 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
 都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受け入れの体制整備を行うものとする。

## その他(二) 放課後等デイサービスの質の向上について

### 放課後等デイサービスの質の向上の必要性について

- 前述のような障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められている。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大をしているが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められている。

#### 【放課後デイサービスの状況】

	平成24年度	平成27年度
・総費用額の推移： (年間)	47,642百万円	144,586百万円
	平成24年度	平成27年度
・利用児童数の推移： (一月平均)	53,590人	112,162人
	平成24年4月	平成28年6月
・請求事業所数の推移：	2,540事業所	8,721事業所
※( )内は営利法人の数	(624事業所)	(4,454事業所)

【出典：国保連データ】

#### 【これまでの国の取組】

1. 放課後等デイサービスガイドラインの策定・公表  
(H27. 4.1障害保健福祉部長通知)
2. 放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底  
(H28.3.7障害福祉課長通知)

#### 【放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の確認状況】

- 放課後等デイサービス事業所が行うガイドラインに基づく自己評価結果の公表についての都道府県・指定都市・児童相談所設置市の確認状況  
7自治体/69自治体【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】  
[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

### 対応(案)

- 上記の課題を踏まえ、放課後等デイサービスの質の向上を図るため、放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表の義務化を図ってはどうか。

⇒基本指針の成果目標ではなく、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)にガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表を規定し、義務化を図る。(平成29年4月施行予定)

# ①「地域共生社会」の実現に向けた取組について

【2-3-1】

## 基本的な考え方

- ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現に向けた取組を行うべきとされている。
- そこで、「地域共生社会」を実現するため、厚生労働省においては、厚生労働大臣の下、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げる等により、
  - ・ 地域課題の解決力の強化や地域丸ごとのつながりの強化を内容とした「我が事・丸ごとの地域づくり」を推進すべきこと
  - ・ サービスの提供体制や行政による支援体制の包括化等を内容とする「丸ごとの支援体制づくり」を推進すべきこと等について議論を行っている。

## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 基本理念」における新規の項目として「**地域共生社会の実現**」を設け、次のことを記載してはどうか。
  - ・ 全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、**地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作り**や、地域の実情に応じ、**制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組**、更には**医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする**等、専門的な支援を要する者に対して、**各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組**等を計画的に推進すること。
- また、障害者を持つ子の親が高齢化し介護を要する状態となっている世帯など、複合的な支援を要する世帯への対応が課題となっていることを踏まえ、「第一 三 相談支援の体制の基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 相談支援を提供するに当たっては、障害者等及びその世帯等が抱える**複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス利用につなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めること。**
- さらに、「第三 一 障害福祉計画等の作成に関する基本的事項」において、**障害福祉計画等の作成に当たり連携すべき関係機関や自治体担当部局として、現行の記載に加え、介護や児童福祉等の関係機関等が含まれることを明示すること**としてはどうか。

# ②障害を理由とする差別の解消の推進について

【2-3-2】

## 基本的な考え方

- 平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、以下のことが規定された。
  - ・ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。**
  - ・ 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこと。**
  - ・ 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、**必要な啓発活動を行うこと。**

## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の**対象となる障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。**
  - ・ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における**障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要**であること。
  - ・ 福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、**必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されること。**

## ③障害者虐待の防止、養護者に対する支援について

【2-3-3】

### 障害者虐待防止対策の現状

- 平成24年10月の障害者虐待防止法施行以降、都道府県及び市町村においては、虐待の未然防止、虐待への迅速・適切な対応、再発防止等の取組が進んでいるが、依然として、虐待による死亡等の重大事案も発生しており、**引き続き虐待防止対策の推進が必要**である。
- また、障害者虐待防止法の附則においては、学校、保育所等、医療機関、官公署における虐待防止の体制の在り方とともに、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援のための制度等について、**法律の施行後3年を目途として、施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。**



### 基本指針への記載(案)

上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置」から「第四 一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に記載箇所を移すとともに、次の記載を加えてはどうか。

- 都道府県及び市町村は、
  - ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から**虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること。**
  - ・ 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、**虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に**行うこと。
- 都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、**相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。**
- **市町村は、虐待を受けた障害者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は、必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。**
- **指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要**であること。

## ④発達障害者支援の一層の充実について

【2-3-4】

### 発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
  - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
  - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。



### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
  - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。



### 活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

#### 【活動指標】

- **発達障害者地域支援協議会の開催回数**
- **発達障害者支援センターの相談件数**
- **発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数**
- **発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数**

## ⑤難病患者への一層の周知について

【2-3-5】

### 基本的な考え方

- 障害者総合支援法が施行された平成25年度より、障害福祉サービス等の対象となる障害者等について、従来の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に加え、**難病患者も含むこととした。**
- そこで、難病患者が円滑に障害福祉サービス等を受けることが出来るよう、対象となる疾病を記載したリーフレットや「難病患者等に対する認定マニュアル」の作成等の取組を行うとともに、現行の基本指針上においても、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨について周知を行うべきことを盛り込んでいる。
- ただし、難病患者における障害福祉サービスの利用者数は約2千人(※)に留まっていることも踏まえれば、難病患者が障害福祉サービス等を円滑に利用しやすくするため、**今後、制度の周知等に係る更なる施策を講じる必要がある**と考えられる。

※ 難病による障害福祉サービスの利用者数であり、障害者手帳所持者は除く。(国保連データ：平成28年6月サービス提供分より)

### 基本指針への記載(案)

- 上記の状況を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)に基づき**特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組**により、障害福祉サービス等の活用が促されるようにする。
- また、「第三 4 (一)サービス提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 都道府県等は、**相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者や重症心身障害児者、医療的ケア児等の障害者の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとする**ことが重要である。

## ⑥基幹相談支援センターの設置促進等について

【2-3-6】

### 基本的な考え方

- 平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「**相談支援の質の向上に向けた検討会**」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性について、平成28年10月にそのとりまとめを公表した。
- 上記のとりまとめにおいては、
  - ・ **基幹相談支援センターの設置促進**に向け、**都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取組をフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべきこと**
  - ・ **相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員(仮称)」を基幹相談支援センターに計画的に配置すべきこと**
  - ・ **市町村の支給決定の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけるべき。**といった事項が指摘されている。
- この他、平成28年4月に「安心居住政策研究会」(国土交通省設置)において、障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会と(自立支援)協議会が連携し、入居支援体制を構築することが効果的であるとの意見が示されている。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、「第一 三 相談支援の体制の基本的考え方」に以下の事項を追記してはどうか。
  - ・ 都道府県においては、**基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うこと**や、**同センターに、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保することが必要であること。**
  - ・ 障害者が安心して地域に住まえるよう、都道府県及び市町村においては、(自立支援)協議会と居住支援協議会の連携等に努めること。
- また、「第三 三 4 (一)サービスの提供に係る人材の研修」において、以下の事項を追記してはどうか。
  - ・ 地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切に実施するため、**市町村職員に対して相談支援従事者研修の受講を促す**ことが望ましいこと。

## ⑦意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方について

【2-3-7】

### 基本的な考え方

- 障害者等の権利擁護の取組については、**障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うことや、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある旨**について、現行の指針に盛り込まれている。
- また、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者で共有し、普及を図るべきであることや、意思決定支援の質の向上を図るため、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの中にも位置づけるべきであるとされている。
- さらに、成年後見制度の利用については、平成28年4月に「**成年後見制度の利用の促進に関する法律**」が成立し、その中で、**政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めること**となっており、**市町村は、当該計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること**とされている。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 — その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ **都道府県は、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること。**
  - ・ **市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるに当たっては、平成二十九年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましいこと。**

## ⑧情報公表制度による質の向上について

【2-3-8】

### 基本的な考え方

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっている。
- このため、平成28年6月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、
  - ① **施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、**
  - ② **都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。**

### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (二)指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 情報公表制度の活用により、
    - ① **障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにする**
    - ② **事業者の障害福祉サービス内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要であること。**
  - ・ 都道府県においては、事業者に対して**制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要であること。**

## ⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実について

【2-3-9】

### 基本的な考え方

- 本年7月に相模原市の障害者支援施設において発生した障害者殺傷事件を受け、設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」における議論では、以下の事項が指摘されている。
  - ・ **障害者支援施設等は地域に開かれた施設であるべき**というこれまでの方向性を変えることなく、**利用者の安全確保を目指していくことが必要**であり、その際には、防災対策と共に考えていくことが重要であること。
  - ・ 今般の事件が、障害者の生活支援を行う施設の元職員により引き起こされたものであることを踏まえ、**権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実すること**や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者へのサービスに従事できるようにするため、**職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要**であること。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第四 ー その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、**平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが必要**であり、**都道府県や市町村はその支援を行うことが必要であること**。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、**防災対策とともに考えていくことも必要であること**。
  - ・ 障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるように、**権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実すること**や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、**職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要**であること。

## ⑩障害福祉人材の確保について

【2-3-10】

### 基本的な考え方

- 障害福祉人材の確保については、平成26年の福祉人材確保対策検討会において、基本的な考え方として、「障害福祉分野の人材確保については、介護分野同様に、『参入促進』、『資質の向上』、『労働環境・処遇の改善』のための対策を講じるほか、多様な障害特性に対応できる専門性を持つ人材の育成等を図る必要がある。」ととりまとめられている。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することの重要性については盛り込んでいるが、上記のような指摘を踏まえ、当該記載を充実させることが必要と考えられる。

### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第三 三 4 (一) サービスの提供に係る人材の研修」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 都道府県は、**障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう**、サービス管理責任者養成研修や児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修等の**各種研修を十分に実施すること**。
  - ・ 都道府県は、
    - ①教育委員会等の教育担当部局と連携し、例えば、学校訪問を行い障害福祉に係る仕事を紹介する等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組
    - ②都道府県福祉人材センターと連携し、福祉人材の無料職業紹介を行う取組等を通じ、**障害福祉サービス等に係る人材の確保を支援することが望ましいこと**。